

求職者支援訓練の認定分野及び規模について
(令和7年10・11・12月開講分)

令和7年6月3日
石川労働局
職業安定部訓練課

令和7年10・11・12月に石川県内で開講する求職者支援訓練の分野及び規模（認定上限数）を次のとおりとします。

	令和7年10・11・12月に開講される 求職者支援訓練の認定上限数(単位:人)					
地域区分 (開講される地域)	能登 地域	石川中央 地域	南加賀 地域	県計	うち新規 参入枠	うちe ラーニン グ枠
基礎コース	11	40	15	66	20	
実践コース	95			95	33	15
介 護 系	30			30		
医 療 事 務 系	10			10		
デ ジ タ ル 系	35			35		
そ の 他	20			20		

- ※1 令和7年10月15日以降12月27日までに開講する訓練コースとなります。
- ※2 地域区分は次のとおりです。
- (1) 能登地域：輪島市、珠洲市、鳳珠郡、七尾市、羽咋市、鹿島郡、羽咋郡

(2) 石川中央地域：金沢市、白山市、野々市市、かほく市、河北郡

(3) 南加賀地域：小松市、能美市、加賀市、能美郡
- ※3 新規参入枠の申請が優先して認定されます。
- ※4 基礎コースの認定は能登、石川中央、南加賀の各地域区分で行い、実践コースの認定は県全域で行います。
- ※5 実践コースの介護系、医療事務系及びデジタル系について余剰定員が生じた場合は、同一認定期間の実践コースの他分野に振替えることがあります。
- ※6 基礎コースにおいて、各地域区分の認定コースの定員が認定上限数を下回った場合は、他の地域に振替えることがあります。(振替える際は、能登、南加賀、石川中央地域の順とします。)
- ※7 実績枠に余剰定員が生じた場合は、同一認定単位期間内で、新規枠へ振替えることがあります。
- ※8 基礎コース並びに実践コースにて定員調整を行った後に余剰定員が生じた場合は、余剰定員を基礎コース、実践コース間で振替えることがあります。余剰定員の活用は、実践コースの全国共通重点分野（介護系、医療事務系及びデジタル系）、基礎コース、実践コースの全国重点分野以外の分野の順とします。
- ※9 同一コース・同一分野で競合した場合は、原則、同一機関の複数認定は行いません。
- ※10 申請受付時に定員数の調整を行う場合があります。
- ※11 同時期に訓練コースが集中する場合など、申請状況によっては、訓練開始時期の変更を提案する場合があります。
- ※12 石川県内で開講する求職者支援訓練のうち、eラーニング枠での認定は令和7年12月開講のみとなります。